

令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業 特 別 会 計 予 算

令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 617,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

歲入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		120
	1 手 数 料	120
2 国庫支出金		119, 800
	1 国庫補助金	119, 800
3 財産収入		800
	1 財産運用収入	800
4 事業収入		1
	1 事業収入	1
5 繰 入 金		351, 876
	1 一般会計繰入金	351, 876
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
8 市 債		144, 400
	1 市 債	144, 400
歳 入 合 計		617, 000

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指 土地区画整理事業 扇	144,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。